

一 割五分ノ賃上ニ對シテハ種々御骨折リモアツタ事ト思ヒマスカ其他ノ問題ニ付テ唯單ニ該意ヲ以テ善知スルト云フ如ケ、御諾テハ私共トシテ絶對ニ承服スルコトハ出来ナイ何卒御再考願ヒタイ。

ト反駁セルニ端ヲ發シテ兩者間ニ抑問答トナリ狀態ハ決裂ヲ豫想セラルルニ至レリ。依ツテ三會中ノ當廳労働課員並ニ所轄山谷署員ハ協力シテ兩者間ヲ調停斡旋スルコトニナリ夫々別室ニ休憩セシメタリ。

當會社ニアリテハ右労働資會見中別記(三)増給ノ御知ラセト願スル通知書ヲ全従業員ニ配布セリ。

七 解決状況

當廳労働課員並ニ所轄山谷署員ハ相協カシテ今日午後六時止兩者間ヲ調停斡旋、結果次ノ條項ヲ以テ円満解決セリ。
一 割五分ノ増給ハ之ヲ承認スルコト。

一 配送部ニ於テ就業不能ノ狀態ニ置カレタルモノ十三名アリ之ヲ常態ニ復スルコト

一 今回ノ争議ニ關係シテ職首其ノ他ノ工作ヲ為サハルコト尚念禮側ニ在リテハ組合ヲ認メテ上ニテ拮据セラルモノニアラヤルニ付貴書ヲ交換セスト主張セルニ對シ組合側ハ争議解決ニ當テ貴書ヲ交換セサルハ組合ヲ侮辱スルモノナリト激昂セルカ結局貴書ノ交換ハ一形式ニ過キサル旨ヲ解シ之ヲ為サスレテ円満解決セリ

八 警察事故

五月二十五日従業員大會開催ニ際シ午後五時頃新宿三ノ七伊勢丹東側ノ路上ニ於テヒラヲ撒布セル次ノ七名ヲ検束セラルカ警野道ヲ除ク六名ハ取調ハ上翌二十六日釋放セリ(警野八目下取調中)

東京合同組合員 鷺野 進 (當二十二年)